賛助会員規程

（総則）

第1条　この賛助会員規程は、公益社団法人全国精神保健福祉会連合会（以下「当法人」）の定款第７条の賛助会員に関する必要な事項に適用する。

（賛助会員）

第2条　家族会活動を柱とした当法人の目的に賛同し、その事業を支援または協力するために会費を収め、入会した者を賛助会員とする。また、賛助会員の種類は、個人賛助会員・団体賛助会員・特別賛助会員をもって構成する。

（会費）

第3条　賛助会員の会費は次の通りとする。一度払い込まれた会費の返還しないものとする。

１）	個人賛助会員	初年度	（月割額）	300 円×月数
		2 年目以降	（年　額）	3,600 円
２）	団体賛助会員	初年度	（月割額）	300 円×月数
		2 年目以降	（年　額）	3,600 円

＊当法人は団体（2 名以上の構成員であること）に対し、
1 名毎に月割額 50 円、年額 600 円を割引できる

３）	特別賛助会員	（年　額）	一口 5.000 円

（会員資格の有効期間）

第4条　会員資格有効期間は、当法人の事業年度（4 月～翌年 3 月）毎とする。
賛助会員より退会する申し出がない場合は、有効期間を自動更新する。
会員資格有効期間中は当法人の機関誌を配布する。

（その他）

第5条　この規程に定めるもののほか、賛助会員に関して必要な事項は理事長が別に定める。

平成 27 年 10 月 30 日理事会承認

（入退会については運用手引きを別に定める）